

令和元年8月2日

株式会社レオパレス21

代表取締役社長 宮尾 文也 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課
課長 長谷川 貴彦

共同住宅における建築基準法に基づき認められている仕様への不
適合への今後の対応について(追加指示)

貴社の共同住宅に係る調査状況を踏まえ、平成31年2月7日付け国住指第3735号及
び令和元年5月29日付けの指示内容に加え、下記の通り指示する。

記

- 1 外部の建築士・職人のより一層の活用等による更なる調査・改修の速やかな完了に向けた体制の充実をすすめること。
- 2 ネイルシリーズ及び6シリーズについては、できるだけ早期に改修を進め、遅くとも令和2年6月中に改修を完了させること。
- 3 その他シリーズについては、できるだけ早期に調査を進め、遅くとも本年10月中に調査を完了のうえ、改修スケジュールを決定し、報告すること。調査が完了したものについては、できるだけ早期に改修を行うこと。
- 4 他社施工物件については、所有者等からの相談等に丁寧に対応するとともに、できるだけ早期に調査を進め、施工業者と連携して改修方針をとりまとめ、継続的に報告すること。